

社会福祉法人環和会の「報酬等の支給基準」

令和2年4月

定 款

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

定款施行細則

(評議員の報酬)

第19条 評議員は、評議員会に出席した場合は、費用弁償として日当10,000円（半日の場合は、5,000円）を支給する。

(役員・評議員等の報酬基準)

第35条 理事及び監事に対して、各年度の総額がそれぞれ100,000円を超えない範囲で、第2項及び第3項、第4項に定める額を報酬として支給する。

- 2 役員が理事会、評議員会等に出席した場合は、日額10,000円（半日の場合は5,000円）を支給する。
- 3 役員・評議員等が出勤した場合は、日額10,000円（半日の場合は5,000円）を支給する。
- 4 監事が法人の監事監査、行政庁の監査立会い及び行政庁主催の監事研修等に参加した場合は、日額10,000円（半日の場合は5,000円）を支給する。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、法人の常勤職員を兼務する者には報酬は支給せず、法人の給与規程に基づき給与を支給する。